０６長寿第1618号
令和６年９月４日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

佐世保市保健福祉部 長寿社会課長

特定事業所集中減算の取り扱いについて（通知）

日頃から、本市の保険福祉行政並びに介護保険業務にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成３０年度に特定事業所集中減算の当市の取り扱いについて通知していたところですが、この度、会計検査院から指摘を受けた特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算誤りに関する事務連絡がありましたので、併せて下記のとおり通知いたします。

ご確認の上、適正な届出及び運用へのご協力をお願いいたします。

記

１　特定事業所集中減算について

下記の判定期間に作成された訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画について、紹介率最高法人の割合が８０％を超過した場合に、減算適用期間の全ての利用者における居宅介護支援費を減算するもの。ただし、正当な理由があると判断された場合を除く。

- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）別表のイ注10
- 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）第83号

２　判定期間と提出期限

区分	判定期間	提出期限（必着）	減算適用期間
前期	３月１日～８月末日	９月１５日	１０月１日～３月３１日
後期	９月１日～２月末日	３月１５日	４月１日～９月３０日

３　判定の対象となるサービス種類

・訪問介護
・通所介護等（通所介護、地域密着型通所介護）
・福祉用具貸与

※通所介護等について、通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等において最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の占める割合を計算する事として差し支えないとされています。

４　計算式について

各事業所について、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算を行うものとする。

（当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数）

÷（当該サービスを位置付けた計画数）※計画数は実際に給付管理を行った件数

※計算に当たっては、次の事務連絡の別添の別紙「特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算を誤っていた主な原因について」を確認すること。

- 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について
  （令和６年８月 13 日事務連絡　介護保険最新情報 Vol.1304）

５　正当な理由について

以下の場合を正当な理由として認めることとする。

正当な理由	添付資料
① サービス事業所が少数である場合 居宅介護支援事業所の運営規程に定める「通常の事業実施地域」内に、訪問介護サービス等を提供する事業所が各サービスごとでみて５事業所未満であること。	居宅介護支援事業所の運営規程
② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 特別地域に所在する事業所で特別地域居宅介護支援加算を届け出ていること。	なし
③ 事業所が小規模である場合 判定期間の１月あたりの平均居宅サービス計画件数（給付管理を行った件数）が２０件以下であること。	なし
④ サービスの利用が少数である場合 判定期間の１月あたりの居宅サービス計画（給付管理を行った件数）が各サービスごとでみて月平均１０件以下であること。	なし
⑤ サービスの質が高いことを理由に特定の事業者に集中していると認められる場合 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けていること。	①当該サービスを利用したい旨の理由書（任意様式） ②支援内容についての意見・助言の内容等がわかる会議等に関する記録
⑥ その他正当な理由と市町村長が認めた場合 特定の法人に集中しているサービス事業所の利用を開始する場合において、居宅サービス計画の新規作成及び変更の際に、介護支援専門員が利用者に対し複数の法人が運営する事業所に関する情報を適正に提供し、利用者が適切に事業所を選択していること。	①居宅サービス事業所の選択に関する証明書（参考様式） ②対象者一覧表（任意様式。利用者氏名を 50 音順に記載。）

⑥について、前回届出時までに証明書を既に提出している場合は、改めて証明書を提出する必要はないが、対象者一覧表にその旨が分かるように記載を行うこと。

6　届出書について

① 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書（様式１）
② 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式（参考様式２）
③ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る計算書（参考様式３）

※②および③について、必要項目を満たしていれば、他の様式でも可とする。

7　書類の作成手順

（１）全ての事業所において、計算書（前記６③）にて各月の計画数等を算出
（２）算出された件数・法人等を判定様式（前記６②）に記載する。
（３）判定様式の中の紹介率最高法人について届出書（前記６①）に転記。
※実績のないサービスについて、届出書の件数欄には「０」を記入。

8　届出および書類について

上記の手順にて作成された書類において、紹介率最高法人の割合が８０％を超過しているものが一つでもあれば期限内に介護保険係（下記メールアドレス）まで届出を行うこと。

その際、正当な理由があるものについては上記の添付書類を添付すること。

（１）届出書提出先メールアドレス：careplan@city.sasebo.lg.jp

（２）メールの件名・ファイル名：「集中減算○○居宅介護支援事業所」（事業所名を入れること）

また、８０％を超過しているものの有無に関わらず、居宅介護支援事業所は判定期間ごとに書類を作成し、５年間保存を行うこと。

提出が必要な書類

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>①届出書</td><td>②判定様式</td><td>③計算書</td><td>正当な理由の資料</td></tr>
<tr><td colspan="2">80%を超えたものが１つもない場合</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1 つでも 80%を超えた場合</td><td>80%を超えたサービス</td><td rowspan="2">○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>80%を超えなかったサービス</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>

9　届出書様式等のホームページ掲載箇所

ホーム＞事業者の方へ＞介護・高齢福祉＞各種様式＞【様式】特定事業所集中減算について
https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/chojyu/2016syuutyuugennzann.html

10　その他の留意事項

・判定期間の途中で休止・廃止した事業所については届出不要
・判定期間の途中に指定・再開の事業所は、判定期間に係る分の届出が必要
・届出において正当な理由がなく、当該減算に該当し算定する場合は、加算等の体制等状況の届出を指導監査課へ提出すること
（既に該当し減算している場合を除く）

お問い合わせ
佐世保市保健福祉部　長寿社会課介護保険係
電話：0956-24-1111（内線 5312）